

検針業務の概要

札幌市下水道河川局経営管理部財務課

1 用語の説明

下水道使用料

…公共下水道という公の施設の使用料のこと。

地下水メーター

…水道メーターを地下水量の測定に使用しているもの。

時間計(積算時間計)

…揚水ポンプの稼働時間を計るもの。

減量メーター

…下水道に流入しない量を明らかにするために設置するもの。

(主に散水栓や空調設備のクーリングタワーに設置する。)

吐出量

…揚水ポンプが1時間に汲み上げることのできる水量のこと。

M(電算)行程

…1ヶ月に4回の締切日(M1～M4)を設け業務処理をする。

異常水量

…使用状況の確認が必要な量。前回使用量と比較して、1.5倍以上、0.5倍以下を目安とする。

お客さま番号(水栓番号)

…排水設備設置場所(給水装置)の固有の7桁の番号で不変のもの。略して「栓番」とも言う。

使用者ID

…お客さま番号に対応する使用者順位(番号)で転出精算のたびに変わる。

転出精算

…引越しばかりではなく、使用者IDの変更を伴う精算という概念である。

口径精算

…水道の口径を変更する場合、上水道使用料の単価が変更になるため下水も合わせて精算が必要となる。なお、下水道使用料の単価は変更にならない。

一時転出

…使用者の変更を伴わない休止のこと。

認定水量

…冰雪害・メーター故障・多量の漏水など検針による算定が困難なとき、検針の結果によらずに決める使用量のこと。

基礎指針

…メーターを設置したときの指針のこと。

掘上指針(最終指針)

…メーターを取り外したときの指針のこと。

装置台帳

…施設ごとにメーター位置などの情報を記載した台帳のこと。委託者が保管する。

浄化槽

…主に下水道に接続できない場所で使われる小規模な污水处理施設のこと。

工所用仮排水

…工事現場で発生する湧水を下水道に排出するもの。単に「仮排水」とも言う。

良質水の減額

…冷房・冷却用水と仮排水のうち「下水道使用料に係る減額・免除の取扱要領」の基準を満たすもの。メーターを設置し、申請が必要となる。

定山溪温泉の減額

…札幌市の政策として当該地区の温泉施設に対し、下水道使用料を減額している。メーターを設置し、申請が必要となる。

融雪用水の免除

…水道水又は地下水を融雪に使用した場合、その分について、下水道使用料を免除している。メーターを設置し、申請が必要となる。ただし、メーターを必要としない場合もある。

2 汚水排出量の決定方法

汚水を量るメーターは近年まで存在せず、全国的に『上水使用量＝汚水排出量』として各々自治体の条例などで定めており、本市においても札幌市下水道条例（以下「条例」という。）第13条でその旨を規定している。

また、地下水を使用している場合は、原則としてメーターで測定した水量を

汚水排出量としている。

しかし、下水道に排出していないことが明らかにできる場合は、その量を汚水排出量から控除することとしている。

したがって、

$$\text{下水道使用量} = \text{上水量} + \text{地下水量} - \text{減量水量}$$

として水量を決定している。

地下水メーターの設置は、原則として使用者の費用負担によることとしている。これは、地下水利用者は市民のごく一部なので、それによる受益者の負担とするものである。地下水メーターを設置しないもので使用量の認定が困難なものは、揚水ポンプの稼働時間を積算時間計で計測することで認定している。

地下水を利用する一般家庭では、ほとんどが地下水メーターを設置していない。これについては、条例の別表 2*により使用量を認定する。

3 検針メーター数

年間延べ検針メーター数：24,730個／年

※各行程検針22,130個、その他検針2,600個

4 検針行程

使用料の調定は、2ヵ月おき（一部毎月）なので、市域全体を偶数月検針と奇数月検針の地区に分類し、さらに1ヵ月を4行程（M1～M4）に分けた行程になっている。1行程の日数は、おおむね5日なので実際の検針作業は、行程初日から3日以内に終わらせなければならない。

別紙のとおり件数に偏りがあるのは、電算システムを共有している水道局の検針行程に合わせているためである。このため、件数が集中しているM1への対応が必要となる。

* 条例別表 2 では、一月当たりの家事用の地下水使用量を次のように規定している

- (1) 1戸5人までのときは10m³とし、5人を超えるときは1人増すごとに2m³を10m³に加算する。
- (2) 浴槽が設置されているときは1個につき3m³を、水洗式大便器が設置されているときは1個につき2m³を、水洗式小便器が設置されているときは1個につき1m³を前号の規定による水量にそれぞれ加算する。
- (3) 前 2 号により難いときは、別に定める。

5 検針業務の詳細

検針は、行程初日の約3日前に受渡しされる「地下水等検針簿（様式4）」（以下「検針カード」という。）に基づく定期検針のほか、メーターの休廃止に伴う検針を行なう。

検針カードには、使用履歴・装置情報・連絡先などの個人情報が記載されているので、個人情報が漏れることのないよう取扱いには十分気を付けなければならない。

また、定期検針時に、設置からおおむね7年を経過したメーターについて、新品への交換を要請する。（水道メーターは、計量法で8年の有効期限が定められており、この期限を超過したメーターを所有・使用することは禁じられていることから、これに準じた指導をする。）

(1) 事前準備

メーターは、ほぼ全件が屋内に設置されているため、多くの施設が訪問の事前連絡を必要とする。また、訪問前に「施設台帳」などにより、メーター位置を確認しておく必要がある。

(2) 検針・調査

ア 基礎データの確認

訪問の際は、検針カードの住所・使用者名・かたがきを確認する。

イ 転出精算

水道局に届出をしていない場合は精算する必要があるので、

- (ア) 精算（転出）日
- (イ) 精算先の住所・氏名・電話番号
- (ウ) 最終指針

を確認する。

ウ 新規使用

新しい使用者を発見したときは、

- (ア) 使用開始日
- (イ) 使用者名
- (ウ) 納入通知書の送付先の住所・氏名・電話番号
- (エ) 必要に応じ、検針方法及び連絡方法

を確認する。特に中央区では、ビル名等の「かたがき」が変わることがあ

るので注意を要する。

エ 不正使用の発見

検針業務にあたって、不正な配管や無断使用等が疑われる場合は、委託者に引継ぐ。

オ 異常水量の調査

検針の結果、異常値を示したときは、履歴との比較のうえ故障等の調査をする。

- (ア) メーター指針の読み誤りはないか確認する。
- (イ) 前年の同時期と比べて季節的な変動なのかを確認する。
- (ウ) 使用状況の変化について聴き取り調査をする。
- (エ) 配管やポンプ、メーター等に故障がないか確認する。
- (オ) 状況により、一週間程度の使用状況を調査する。

その結果、配管やポンプ、メーター等に異常が認められたものは、修繕等の改善を勧告する。また、使用料については、異常の有無にかかわらず公共下水道に排出したと認められる水量をもって算定されることを説明する。

カ メーター故障

メーターに故障が認められたときは、速やかな交換を促し、当月分の排出量については、前年の同時期の測定値等を参考にして適正な算定に努める。

キ メーターの設置

メーターの新設・交換・撤去があったときは、

- (ア) メーカー・機種・表示桁数・番号
- (イ) 取り付け日・基礎指針
- (ウ) 取り外し日・掘上指針

を確認する。

ク 揚水ポンプの故障

時間計を使っている施設で故障のためポンプを交換する場合は、吐出量を認定しなおす必要がある。このときは、カタログなどポンプの性能がわかるもの（コピーでも可）を提出してもらい、工事施工日を確認のうえ委託者に引継ぐ。

(3) 事後処理

ア 連絡先の変更などがあれば、別に指定する「下水道検針装置情報登録（様

式5)」に記載のうえ、検針カードと一緒に委託者に引継ぐ。

イ 異常水量等による苦情については、日割実績調査等を行い、それでも納得を得られないものは、別に指定する「検針事後処理引継書（様式6）」により委託者に引継ぐ。

ウ 行程の入力最終日とその翌日に各種チェックリストが出力されるので、必要に応じ現地の再調査を行なう。

エ 使用料の通知を希望する使用者には、電話連絡などで対応する。

(4) 業務の引継

次の事案については、「検針事後処理引継書」に必要事項を記載し、委託者に引継ぐ。

ア 使用料体系など下水道事業の基本的事項に係る苦情等

イ 受託者での対応が困難な、使用料関係以外の苦情等

ウ その他、委託者の指定するもの